

第8回 安来市農業委員会議事録

平成30年2月21日 午後2時30分 第8回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 2月21日 1日
日程第 3	議第25号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第29号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第27号 農地法第18条の規定による通知について
日程第10	報第28号 電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用届出について
日程第11	報第29号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第8回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第8回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により18番 齋藤委員、19番 渡辺委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第25号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
2ページをご覧ください。議第25号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて このことについて、別紙のとおり非農地証明願いの提出がありましたので審議をを求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願いは、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、昭和45年ごろから自宅から遠く、山道で農作業機械が入らないこと、水不足がおこることから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 19番 渡辺委員 説明をお願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。場所の説明をさせていただきます。4ページの地図をご覧ください。右下に主要地方道安来木次線が走っておりますが、右の方が国道432号、広瀬の上のところの432号との交差点から約300m上の方に上がっていただきますと、川平地内というところに上がる道がございます。これを約300m位上がっていただいて大きくカーブしていただきますと、地図の右下の集落になります。その上に申請人宅がありまして、その前を通過して大きく左の方にカーブしていただきますと、申請人宅のカーブ

の下突き当りのところに水道のポンプ小屋があります。そのポンプ小屋の隣から歩いて下山佐の方に向かいて、山林の中腹を歩いて約600から700m位の山の中でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

次に現地調査3班の調査報告を8番 藤原委員お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。今月の調査班は3班でございまして、昨日2月20日午後1時30分より行いました。今回の非農地証明願の案件の現地調査結果を報告させていただきます。北川班長、佐々木委員、渡邊克実委員、新田委員、増田委員と私、藤原と、事務局より竹内局長、堀江係長の合計8名で行いました。1時30分より申請内容の説明を事務局の方で受けまして、その後現地の方へ向かいました。現地の方では渡辺和則委員、吉村委員、板垣委員の3名の地元委員より説明を受けました。只今、地元委員より説明がありましたとおり、4ページの位置図を見て頂ければお分かり頂けると思っておりますが、申請地下山佐78番、83番、85番の土地でございますが、これに通じる道路がございません。耕作道もございません。申請人宅より南西に山の中を15分ほど案内いただきまして、昔の赤道と言われていましたが、道なき道を現地へ向かいましたが、途中で2つほど沢がございまして、長靴でないと渡れないようなところでもございました。やっと現地へ到達しましたが、先ほど事務局の説明にありましたように、現地は雑木が繁茂しておりまして、もう農地の形状はなく山林となっております。申請人からも話を聞くことが出来ましたが、昭和45年より農業機械の進入路がないために耕作不可能となって、現状のような山林になってしまったということでございます。周囲はすべて山林でございまして、今回の申請で周りに悪影響を及ぼすことはないと思われまます。調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、

11件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農作業に必要な農機具は所属する営農組合から借上げしているとのことです。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり400,000円です。

3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約300m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機5台を所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり150,000円です。

4番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約10m、農機具は、田植機1台、トラクター2台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック3台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり800,000円です。

5番は、自作地相互交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺り機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、等価交換です。

6番は、自作地相互交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺り機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、等価交換です。

7番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m、農機具は、トラクター1台を所有しています。その他必要な農機具は借上げしているとのことです。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり123,213円です。

8番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについ

ては、通作距離 約10m、農機具は、田植機1台、バインダー2台、耕うん機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり91,352円です。

9番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約50m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、ベアラー1台、モア1台、和牛1頭を所有しています。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり28,005円です。

10番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約4km、農機具は、田植機1台、バインダー1台、耕うん機1台、ハーベスター1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

11番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m、農機具は、トラクター1台、噴霧器2台、管理機2台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明を1番の案件について3番 杉原委員、2番の案件について14番 渡邊委員、3番の案件について19番 渡辺委員、4番の案件について15番 佐々木委員、5番と6番の案件について11番 新田委員、7番の案件について8番 藤原委員、8番と9番の案件について13番 板金委員、10番の案件について17番 吉村委員、11番の案件について19番 齋藤委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。1番案件について説明いたします。場所ですが、伯太庁舎より主要地方道安来伯太日南線を安来方面に進み、伯太大橋より700m地点を左折し、大塚12号線の市道を300m行った市道沿いが申請場所です。譲渡人は松江市に住んでおり、父親が亡くなれば申請場所を相続されましたが、土地の管理ができないということで、隣地を耕作しておられます譲受人が引き受けることになりました。申請場所は譲受人の自宅裏にあり、周辺に悪影響を及ぼすことはないと思います。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。以上です。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。2番案件についてご説明させていただきます。まず場所ですが、9号線の荒島交差点、県道広瀬荒島線と交わる交差点より、安来方面に約200m行った地点の田頼川の東土手より、越前集落に向かう市道がございます。そこを左折して約50m安来方面に行った地点でございます。譲受人は204,740㎡を耕作、意欲的に営農をされておられまして、他の農地に悪影響はないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。3番案件について場所の説明をさせていただきます。主要地方道安来木次線を南の方に上がっていただきますと、山佐方面、布部方面と分かれますが、これを山佐方面に入ってくださいまして、その交差点より約3km上がっていただきますと、奥谷尻というところに当たります。それを山佐方面に200m位行ったところの県道の右手になります。譲受人は、意欲的に16,866㎡の農地を営

農しておられます。そして地域のリーダー的存在であり、一生懸命農業に頑張っておられる方でございます。隣接する農地につきましても、周りはすべて自分の所有の農地でございますので、影響はないと思っておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。4番案件の場所の説明をいたします。この伯太庁舎の前を西の方へ向かって行っていただきますと、伯太川に橋が架かっております。それを右折いたしまして、ガソリンスタンドの前の市道を安来方面へ300m近く行きますと、西市地区の公会堂があります。その前を左折して農道を約200m、さらに右折して50mの地点が申請場所でございます。譲受人の方でございますが、7ha近くの田んぼを耕作しております、地域ではリーダー的役割を果たしており、歳はとっておりますが意欲的に農業をやっております。この案件ですが、先ほど説明しました場所が本人の自宅があるところですが、その横に本人の田んぼが12aほどあります。その12aの田んぼの西側の片隅に16㎡ほどの譲渡人の農地があります。これはお互いの先代からの約束で渡すという話にはなっており、この度この16㎡を貰うということになりましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。5番案件、6番案件の場所の説明をいたします。まず5番案件ですが、伯太庁舎前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面に約7.5km進み、山辺信号機のある交差点を右折し約200m行き、左折して約200m行き、安来高校前の右側の農地が申請場所です。4筆ありますがこれは全部かたまりになっております。

次に6番案件の場所の説明をいたします。伯太庁舎前主要地方道安来伯太日南線を安来方面に約7.5km進み、山辺信号機のある交差点を右折して約300m行き、右折して約50m行った右側の農地が申請地です。これは1筆です。お互いに自宅近くの農地を等価交換されるということで、利便性が良くなるということでお互いの話し合いでされております。周りの農地に影響を与えることはないと思いますので、委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。7番案件の場所についてご説明いたします。広瀬荒島線の飯梨学習等供用施設の交差点を、東の方に約300m行った地点を左折しまして約150m行ったところが町内の中の外れになりまして、そこが現地でございます。譲受人は18,444㎡の農地を意欲的に耕作しております、本人も営農組合の役員をしております。今回譲り受ける土地も去年も耕作しておりました。周りの農地に悪影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。場所の説明をいたします。伯太庁舎の前の安来伯太日南線を日南方面に約17km向かいまして、比田へ抜ける三叉路がありますが、それを比田方面へ右折しまして約400mの地点が今回の申請土地の周辺でございます。譲渡人は県外に出られて、こちらに帰ってくる予定がないということで、以前よりこの8番案件、9番案件の譲受人が管理していたわけですが、今回こういったことで申請にいたしました。このことについて周囲に影響を与えることはないと考えておりますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。10番案件の場所ですが、市役所の広瀬庁舎から432号を通りまして、祖父谷、八雲松江方面へ約200m上がりまして、その国道沿いの西側約50mにあります住宅地に囲まれたような畑2筆でございます。申請人は高齢で市外の施設に入っておりまして、所有する畑を荒らさせないということで探しておりましたけれども、同じ町内には該当者がいないということで、隣の祖父谷地区ですが譲受人がいたということで、今回の契約になったものでございます。5反を今回の契約でクリアするというので、拡大ということになりますが、引き続き営農に励むということでございますのでよろしく

お願いいたします。以上です。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。11番の案件につきまして場所の説明をさせていただきます。9号線、飯梨川の東交差点より北の方へ約150m行ったところにJAの建物がございます。その裏のあたりでございます。申請人は農地を22,692㎡所有し、専業農家として意欲的に営農に取り組んでいるとともに、農業指導者として新規就農者の受け入れや指導を行っており、今回の申請も以前より利用していた農地であり、周辺の農地への影響はないと考えております。よろしくお願いいたします

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に9番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に10番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に11番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 議第27号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第27号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、工場です。本件はすでに鉄工所工場として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されており、申請者の親の代に地区の土地区画整理事業の対象から除外されたことにより鉄工所工場の建築ができると思い込み、農地転用申請を行わなかったもので、申請者が親から引き継いだ際にそのことが判明したものです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請者の親が、当時勤務していた鉄工所から独立して起業する際、農地以外の適地を探しましたが見つからず、自宅付近の自身の農地を申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 12番 塩見委員
お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。4条申請の場所の説明をいたします。伯太庁舎の前の主要地方道安来伯太日南線を
約6km上がりますと、9ページの地図の4条の条の字があるところの日南線の道路になります。道路か
ら日南の方に向かって左側、赤で斜線がしてありますところが現地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査3班の調査報告を8番 藤原委員お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。4条申請の1番案件の現地調査の報告をさせていただきます。昨日3班で行い
ましたが、北川班長、佐々木委員、渡邊克実委員、新田委員、増田委員と私、藤原と、事務局より竹内局長、
堀江係長の合計8名で回りました。午後1時半より、先ほど事務局の方から説明がありましたが、追認とい
うことで諸事情など説明を受けましてから現地の方へ向かいました。現地では塩見委員、板金委員、北中委
員の3名の地元委員より説明を受けました。説明内容は先ほど事務局からありました通りでして、調査班と
しましては、現状、建物は建っておりますが、その当時申請が的確にされていけば通るか通らないかという
判断で見せていただきました。周囲は申請人の所有地、管理地と公衆通路で囲まれた土地でございまして、
その中に500㎡あまりの鉄工所を建築したいということでございます。造成高は現状のままいじらないと
いうことでございまして、雨水は前面の水路に流す、汚水は当分の間は汲み取り式で行います。先では合併
浄化槽を設置して処理するという計画でございまして。水利組合、隣地の承諾等書類もそろっておりまして、
周囲の農地に悪影響を及ぼすことはないと考え、許可妥当ではないかと調査班は判断いたしました。委員の
皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めま
す。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明
を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について このことにつ
いて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求め
るものです。11ページに案件の内容、12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地で、権利の種類は、所有権の移転です。本件はすでに墓地として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者の先代のころ農地転用申請及び墓地に関する経営許可申請を行わず、墓地として整備されました。申請者は当時県外にあり事情が把握できず、先代をはじめ当時の関係者はすでに亡くなっているとのことです。墓地を購入された方の話によると分家された方、新しく門徒になりたい方の要請があったとのことです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請地は、既存墓地に隣接しております。申請者は宗教法人であり、目的の性質上、できるだけ既存墓地に近い場所を確保する必要があり、申請地以外の適地を探しましたが見つからず困っていたところ、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また、墓地に関する経営許可申請も同時になされています。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 17番 吉村委員お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。12ページの地図をご覧ください。広瀬町広瀬地内です。右の方に市立病院がございます。広瀬町内を走ります道路を行きますと、中心部に新市町という町内がございますが、ここに3つのお寺が並んでおりまして、その真ん中のお寺の境内に隣接いたしまして、その背景は山になりますが、この一帯が墓地になっておりまして、この墓地に隣接する162㎡の畑がございます。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査3班の調査報告を8番 藤原委員お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。5条申請の現地調査の報告をさせていただきます。昨日2月20日、北川班長、佐々木委員、渡邊克実委員、新田委員、増田委員と私、藤原と、事務局より竹内局長、堀江係長の合計8名で、午後1時半より事務局で追認ということで内容、補足説明を受けましてからスタートさせていただきました。現地の方では吉村委員、渡辺和則委員、板垣委員の3名の地元委員より説明を受けました。説明内容といたしましては、先ほど事務局からありましたとおりですので簡略させていただきます。申請人は申請地に宗教法人の墓地が手狭になったため、約20区画増設したいということでございます。既存の墓地に接した土地でございまして、条件的にはいい、ここでないとだめだろうという場所でございます。周りに空地もございませんでした。すべて墓地というようなことでございます。造成高は境内地と同じ高さでしたのでそのまま、雨水が隣地の方へ流出しないように15cmくらいの取水壁を設けられます。水利組合、隣地の承諾書などの書類もそろっておりまして、周りに悪影響を及ぼすことはないと思われ、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第29号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、3番 杉原委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

13ページをご覧ください。議第29号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、16ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が184件、167, 525.19㎡、使用貸借が30件、33, 158㎡、全体で214件、総面積が 200, 683.19㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第29号について説明いたします。詳細は17ページをお開きください。今月の利用集積計画は、番号1番から33番までと50番から68番までがいわゆる利用権設定の申請であり、また番号34番から49番までと69番から72番までは農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、3番 杉原委員の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第26号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

34ページをご覧ください。報第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。35ページから38ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、6件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第27号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

39ページをご覧ください。報第27号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。40ページから41ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約7件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第28号 電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

42ページをご覧ください。報第28号 電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。43ページをご覧ください。今月の届出は2件で、全て中国電力の架空地線張替工事用仮設備の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第29号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

44ページをご覧ください。報第29号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。45ページをご覧ください。今月の土地改良区からの通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第8回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時20分)